

原案と修正案との対照表

原案	修正案
<p>(自治の基本原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、<u>対等の関係で協力し合う。</u></p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、<u>協力し合う。</u></p>
<p>(区議会の役割及び責務)</p> <p>第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する<u>機能を果たすものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(区議会の役割及び責務)</p> <p>第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する<u>権能を有する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(住民投票)</p> <p>第15条 <u>区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、住民投票を実施することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の住民投票は、区議会の議決を経て制定された事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより実施するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</u></p>	<p>(住民投票)</p> <p>第15条 <u>区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、<u>区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</u></u></p> <p>2 <u>前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</u></p>